

(ユニット型)

保険適用利用料

要介護度別 1日あたりの利用料

要介護度1	6,700
要介護度2	7,400
要介護度3	8,150
要介護度4	8,860
要介護度5	9,550

加算費用

日常生活継続支援加算(Ⅱ)	460	
サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	60	
看護体制加算(Ⅰ)口	40	
看護体制加算(Ⅱ)口	80	
看取り介護加算	死亡日以前45日以上31日以下	720
	死亡日以前4日以上30日以下	1,440
	死亡日以前2日または3日	6,800
	死亡日	12,800
療養食加算 1回	60	
個別機能訓練加算	120	
初期加算(入居から30日以内 入院後の再入居も同様)	300	
病院又は診療所への入院を要した場合居宅における外泊	2,460	
安全対策体制加算(入所時1回)	200	
科学的介護推進体制加算Ⅰ (1月あたり)	400	
口腔衛生管理加算(1月あたり)	900	
介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	1月につき 所定単位×172/1000	

※個人負担費用は上記保険適用利用料合計の1割・又は2割・3割になります。

保険外利用料

食事の提供に要する費用

通常	介護保険負担限度額認定証に記載されている額			
第4段階	第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②
1日	1日	1日	1日	1日
1,445	300	390	650	1,360

居住に要する費用

通常	介護保険負担限度額認定証に記載されている額		
第4段階	第1段階	第2段階	第3段階
2,066	880	880	1,360

その他の利用料

○ 日常預かり金管理費

○ 喫茶費用

100 1回

利用回数に応じて徴収いたします。

※その他 理美容代、お菓子代、病院代、写真代等は実費です。

○ 利用者負担段階について

所得の低い方	第1段階	・ 市町村民税世帯非課税の老齢福祉年金受給者 ・ 生活保護受給者
	第2段階	・ 預貯金等単身で650万円、夫婦で1,650万円以下の方 ・ 年金収入と合計所得が年間80万円以下の方
	第3段階①	・ 預貯金等単身で550万円、夫婦で1,550万円以下の方 ・ 年金収入と合計所得が年間80万円以上120万円以下の方
	第3段階②	・ 預貯金等単身で500万円、夫婦で1,500万円以下の方 ・ 年金収入と合計所得が年間120万円以上の方
	第4段階	・ 上記以外の方

※ 1～3段階の方は、原則負担段階非課税世帯の方が対象となります。

料金表(1割負担の場合)

				令和8年6月現在	
特別養護老人ホーム（ユニット型）					
	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
第2段階	70,490円	73,033円	75,758円	78,338円	80,845円
第3段階①	93,740円	96,283円	99,008円	101,588円	104,095円
第3段階②	115,750円	118,293円	121,018円	123,598円	126,105円
第4段階	139,961円	142,504円	145,229円	147,809円	150,316円
※その他、管理費、理美容代、病院代、薬代、お菓子代、写真代は、実費					

注意 介護料金は、利用者の収入などの状況によって、基本の1割負担が、2割負担・3割負担となる場合があります。

第2～4段階については、個人の所得に応じて市町村役場にて決定されます。食費と居住費が段階に応じて変わります。

また、加算の状況なども加わりますので、いづらか変化する場合がありますので、詳しい金額などについては、施設の方へご確認ください。